

県内各市町村の平成21年度決算に基づく健全化 判断比率・資金不足比率（速報値）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条及び第22条に定める健全化判断比率及び資金不足比率について、県内各市町村の平成21年度決算に基づく速報値は次のとおりである。

I. 概況

- 「健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）」は、全市町村において、「早期健全化基準」未満である。
- 「資金不足比率」は、すべての公営企業会計において、「経営健全化基準」未満である。

II. 各比率の状況

1. 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率 該当無し

(2) 連結実質赤字比率 該当無し

(3) 実質公債費比率

全市町村の平均（単純平均）は16.4%で、前年度と比較して、0.9ポイント低下した。

比率が上昇した団体は5市町村で、低下した団体は20市町村である。

また、実質公債費比率が18%以上の起債許可団体は6団体で、前年度から4団体減少した。

(4) 将来負担比率

全市町村の平均（単純平均）は114.9%で、前年度と比較して、18.3ポイント低下した。

なお、比率は全ての団体において低下した。

2. 資金不足比率

資金不足が発生したのは前年度と同じ4団体の4会計で、病院事業が3会計、公共下水道事業が1会計である。

比率が上昇したのは1会計で、低下したのは2会計である。

なお、前年度、比率が「経営健全化基準」の20%以上となった三種町公共下水道事業特別会計は、経営健全化計画に沿って経営改善に取り組んだ結果、基準を下回った。